

## 発達に支援が必要な児童の点数表

発達に支援が必要な児童のための保育を適用するかどうかについては児童の発達状況やどの程度支援が必要であるか等を考慮し、子育て施設課で決定します。

発達に支援が必要な児童の入所決定については、当該児童及び児童の保育者の状況について、下記点数表の「療育得点」、「発達状況得点」、「生活得点」、その他「加配得点」の合計点にて決定いたします。なお同点となる場合は、当該児童の年齢、療育・保育の経過、発達状況及び家庭環境等により決定いたします。

なお、発達支援のための保育を実施しており、新規入所申込が可能な園については、P8をご参照ください。

| 基本点の種類 | 児童等の状況   | 点数 |
|--------|--|----|
| 療育得点   | ① パピースクール、いながわ療育園又はこれらに準ずる施設に毎日通園し、療育を受けている児童              | 40 |
|        | ② 市内の特定教育・保育施設（チューリップ保育園を含む。）のうち、発達支援のための保育を実施しない施設に入所する児童 | 25 |
|        | ③ ②の特定教育・保育施設以外の特定教育・保育施設に入所する児童                           | 19 |
|        | ④ いながわ療育園又はこれに準ずる施設において訓練指導を受けている児童                        | 19 |
|        | ⑤ のびのび教室又はこれに準ずる事業・施設において支援を受けている児童又は支援を受けていた児童            | 19 |
|        | ⑥ 認可外保育施設・一時保育施設を利用している児童                                  | 19 |
|        | ⑦ 在宅の児童（①～⑥のいずれにも該当しない児童）                                  | 14 |
| 発達状況得点 | ① 中度の支援が必要な児童  | 20 |
|        | ② 軽度の支援が必要な児童  | 15 |
| 生活得点   | ① 当該児童の保育者又は当該児童が別表の規定に該当する場合                              | 10 |
|        | ② ひとり親家庭及びそれに準ずる家庭   | 4  |

（別表）

| 対象者                    | 当該児童の保育者又は当該児童の状況  |
|------------------------|--|
| 当該児童の保育者が次のいずれかに該当する場合 | (1) 月64時間以上の就労又は就学を常態とする者<br>(2) 出産予定日前2か月又は出産後2か月以内にある者<br>(3) 1か月以上の入院又は自宅療養のため、児童の保育に支障があると市長が認めた者<br>(4) 次のいずれかの手帳の交付を受けている者<br>身体障害者手帳で1級から4級までのいずれかの記載のあるもの<br>精神障害者保健福祉手帳で1級から3級までのいずれかの記載のあるもの<br>療育手帳でA、B1若しくはB2のいずれかの記載のあるもの又はこれに準ずるもの<br>(5) 1か月入院又は自宅療養中の同居親族及び心身に障害のある同居親族の介護に従事するため、児童の保育に支障があると市長が認めた者<br>(6) 災害による施設の復旧又は被災者の援護に従事するため、児童の保育に支障があると市長が認めた者 |
| 当該児童が次のいずれかに該当する場合     | (1) 父及び母のどちらもない児童<br>(2) 特別の支援を要する児童   |

※必要に応じ、上記以外に児童の年齢・発達状況・家庭状況等を考慮して利用調整します。